

山東小学校いじめ防止基本方針

和歌山市立山東小学校

令和 6 年 5 月作成

1、はじめに

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた児童を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れのある絶対に許されない行為であり、本校でも起こりうるとの認識を持って取り組まなければならない。

そのためには、常に、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2、いじめの定義

【いじめ防止対策推進法第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」とは、「当該児童が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- ◇「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童にかかわっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係のあるものを指す。
- ◇「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ◇「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- ◇外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童が感じる被害性に着目し、いじめかどうかをよく状況を確認すること。

3、いじめの理解

いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうる問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

（1）いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害と言う 二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるので、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービスでのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

(2) いじめの態様

いじめは、ひやかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、蹴るなどは、周囲の者はいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

(暴力を伴うもの)

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする 等

(暴力を伴わないもの)

- ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 金品をたかられる
- 金品・持ち物を隠されたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4、いじめの防止等の学校の取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

ア いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなる、学校対策組織【いじめ防止対策委員会】を設置する。

イ いじめ防止対策委員会の構成員は次の通りとする。

校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、教務主任、低高ブロック各1名

ウ いじめ対策委員会は次のような役割を担う。

(ア) 学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証の中核となる役割

- (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (エ) いじめの疑いにかかる情報があつたとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2) 未然防止

ア 道徳教育・人権教育及び体験活動の充実

教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を熟成するために、道徳教育・人権教育の充実を図る。また、ボランティア活動、異年齢集団での活動等、他者と深くかかわる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心・人権感覚を培い、より良い人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 児童会活動等の活性化

学級活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的な活動をあらゆる機会を通じて行う。

ウ 児童の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、児童一人ひとりが大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、児童に授業規律を徹底させるとともに、児童にわかる、できる喜びや実感を与えるよう、日ごろから教材研究や授業研究をおこなうなど指導方法の工夫・改善に努める。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、PTA等と定期的に情報交換したり、地域共育コミュニティや学校評議員の制度を活動したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

児童にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、児童にインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知する。

3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながる可能性があるため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知するように努める。

(ア) いじめアンケートの実施

いじめアンケートを実施する際は、児童が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくる。

学級担任は、いじめアンケートの結果について気になることがあれば、学年主任や生活指導主任等に相談するとともに、直ちに管理職に報告する。

また、日常取り組んでいる個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で交わされている日記等も活用する。

(イ) 教育相談体制の充実

定期的に個人面談や、保護者を交えた面談を実施し、児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童の思いや不安・悩みを十分受け止める。

イ 早期対応

いじめを認知した場合、次の(ア)～(エ)に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

(ア) 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

(イ) 事実確認

いじめを認知した場合や、児童がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

(ウ) 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員等によって、いじめを受けた児童やその保護者への支援や、いじめを行った児童への指導又は、その保護者への助言を継続的に行う。また、その際、対応したことを記録して残しておく。

(エ) 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者に必要に応じて提供する。

ウ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害児童の意向への配慮の上で、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。中でも、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、直ち

に警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、児童の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、デジタルカメラ等で記録した上で、当該児童及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込みのあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

(4) 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうる問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童としっかり向かい合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、マニュアルやハンドブックなどを活用し、年3回（4月、9月、1月）、校内研修を行う。

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気楽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、学級懇談会・個人懇談会の機会に情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、連携して街頭指導を実施したりして、校外での児童のようすを把握する。

(6) 継続的な指導・支援

いじめ防止対策委員会を定期的に行い、必要に応じてケース会議を設置し、児童の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った児童については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該児童の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童の言動を継続的に把握する。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するとともに、いじめ防止対策委員会組織を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5、重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をも

とに、直ちに適切な対応を行う。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

重大事態については、次の事項に留意する。

◆「生命、心身または財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企画した場合。
- 身体に重大な傷害を負った場合。
- 金品等に重大な被害を負った場合。
- 精神性の疾患を発症した場合。

◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対応を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- イ いじめ防止対策委員会が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適宜・適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する。

<別表>

いじめ対策年間指導計画

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○ いじめ防止基本方針についての検討 【いじめ防止対策委員会】 ○ いじめ対策に関わる教職員の共通理解 【職員研修】 ○ 教育相談活動	○ 学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】 ○ いじめなくそうデー	○ いじめ対策についての説明・啓発 ○ 【育友会総会・学級懇談会】
5月	○ 教育相談活動	○ いじめアンケート調査 ○ いじめなくそうデー	
6月	○ 教育相談活動	○ いじめなくそうデー	
7月	○ 教育相談活動	○ いじめなくそうデー	○ 保護者との情報交換 【個別懇談会】
8月			
9月	○ いじめに関する研修【職員研修】 ○ 教育相談活動	○ いじめなくそうデー	
10月	○ 教育相談活動	○ いじめアンケート調査	
11月	○ 教育相談活動	○ いじめなくそうデー	○ いじめ対策についての啓発 【人権教育参観日】
12月	○ 教育相談活動	○ いじめなくそうデー	○ いじめ対策についての啓発 【個別懇談会】
1月	○ いじめに関する研修 【職員研修】 ○ 教育相談活動	○ いじめなくそうデー	
2月	○ 教育相談活動	○ いじめアンケート調査 ○ いじめなくそうデー	
3月	○ 教育相談活動	○ いじめなくそうデー	

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力